



食安基発0627第3号
平成24年6月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



牛の肝臓の基準に関するQ&Aについて

牛の肝臓の基準に係る取扱いについては、平成24年6月25日付け食安発第0625第1号により通知され、その詳細について別添の「牛の肝臓の基準に関するQ&A」を作成しましたので、業務の参考とするとともに関係事業者への周知をお願いいたします。